



Heart to Heart

平和と公正をすべての人に

18歳、19歳、20歳の 3世代同時の成人式!?

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律」が4月1日に施行されます。なんと1876年、明治の「太政官布告」から146年ぶりに「成年＝大人」の定義が見直されます。18歳、19歳の皆さんは4月1日に新成人となりますが、実は世界では18歳成人が主流で、OECD加盟国では韓国が19歳、ニュージーランドが20歳で、それ以外は18歳です。施行後初となる2022年度の成人式は、18歳、19歳、20歳の3世代を同時に実施する自治体もあるとのこと。

18歳になると単独で契約を締結でき、親権に服することもなくなります。携帯電話の契約、部屋の賃貸契約、クレジットカードの作成、商品購入のローン組み等、今までは保護者の同意が必要でしたが、こうした契約が自分一人で行えるようになります。一方、未成年者が保護者の同意無しに契約した場合には、民法の「未成年者取消権」によって契約を取り消すことができますが、それは行使できなくなります。つまり、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。トラブルに遭わないためには、中高生のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かどうか検討する力を身につ

清水事務局長の ハート・トゥ・ハート vol.3



けておくことが重要です。保険や銀行・労働金庫などの構成組織からも「金融教育・消費者教育」の必要性が提起されています。

子どもが「権利の主体」、 積極的な社会参加を!

2016年に公職選挙法の選挙権年齢が、2018年には憲法改正国民投票の投票権年齢が、それぞれ18歳以上と定められるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらう政策が進められてきました。また、裁判員裁判でも年齢が18歳以上に引き下げられ、今後、高校生が裁判員として審理に

臨む可能性があります。一方、女性が結婚できる年齢は16歳から引き上げられ、男女ともに18歳以上となります。成年年齢が18歳になることは、18歳、19歳の皆さんの自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を期待するものです。だからこそ、子どもが小さい時から「権利の主体」としての経験や社会に働きかける経験を通して、平和的で民主的な社会を形成する主権者の育成に向けた教育を進める必要があります。

日本が過去最多のメダルを獲得した北京冬季オリンピック。その「平和の祭典」の後に待っていたのは、ロシアのウクライナへの軍事侵攻でした。現職の教員だった1991年の湾岸戦争で激震が走った以来の驚きと、市民、特に幼い子どもたちの犠牲に深い悲しみと言えない怒りがこみ上げました。SDGsの目標16は「平和と公正をすべての人に」と訴えています。私たちは個人として、世界のどこにいても、「身体的、精神的、社会的に良好な状態＝Well-being(ウェルビーイング)」で生きる権利があります。

連合は、2022連合アクションのテーマを「若者とともに進める参加型運動」としました。東日本大震災を経験した18歳、19歳、Z世代の皆さん、心安らぐ生活、夢や希望を持って生活できる健康で幸福な日本を、世界を、ともに創り出していきましょう。



清水秀行 連合事務局長